

## ◆乗組員研修会のご案内

平成30年度の開催計画は下記のとおり3地区（沖縄本島地区・八重山地区・宮古地区）において実施致しますのでご案内申し上げます。

---

### 乗組員研修会 実施要領

---

#### 【研修会の趣旨】

1. 旅客船の安全運航を確保するため、乗組員の研修および運航管理者その他安全運航に関する諸般の対策を実施する。
2. 船員法第118条の2に基づく「旅客船乗組員に対する安全教育訓練」を実施する。

#### 【関係法令】

##### 船員法（抄）

（旅客船の乗組員）

第118条の2 船舶所有者は、国土交通省令の定める旅客船には、国土交通省令の定めるところにより旅客の避難に関する教育訓練その他の航海の安全に関する教育訓練を終了した者以外の者を乗組員として乗組ませてはならない。

##### 船員法施行規則（抄）

（教育訓練を終了した船員を乗組ますべき旅客船）

第77条の8 法第118条の2の国土交通省令の定める旅客船は、第3条の3第1項第1号に掲げる旅客船とする。

（旅客船に乗り組む船員の教育訓練）

第77条の9 法第118条の2の航海の安全に関する教育訓練は、次の表の上欄に掲げる旅客船の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる事項を内容とする教育訓練であって国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものでなければならない。

一 第3条の6のロカ・ロカ 旅客船	1 旅客の招集及び誘導、救命胴衣の着用の支援その他の非常時における旅客の安全確保に関する事項 2 荷役に関する事項 3 水密の保持に関する事項
二 前号に掲げる旅客船以外の 旅客船	前号一に掲げる事項

○2 前条の旅客船の船舶所有者は、当該旅客船の乗組員に対し、5年以内ごとに前項に規定する教育訓練を実施しなければならない。

## ◆沖縄本島地区 開催要項

日 時	平成30年11月2日(金) 14:00~17:00
会 場	沖縄船員会館 2階 第1・2会議室 那覇市前島3-25-50 TEL098-868-2775
対 象	沖縄本島において旅客船を運航する事業者の乗組員および運航管理者
定 員	約50名 なお、受講希望者多数の場合、次の方を優先的に取り扱いさせていただきます。 ・沖縄旅客船協会会員事業者 ・船員法第118条の2に係る乗組員で5年以内の教育訓練義務期限内に該当する乗組員
受講料	無料 但し、テキスト「旅客船の安全教本」代(1冊400円)は徴収します。
受付開始	平成30年10月 1日
受付締切	平成30年10月22日 但し、定員になり次第締め切らせていただきます。
申込方法	申込書に必要事項を記入し、FAX又はメールにてお申し込み下さい。 申込書： <a href="#">こちら</a> からダウンロードして下さい。 受講申し込みをした方には、後日当協会からご連絡申し上げます。
講習内容 (仮題)	○「旅客船事故の対処法」 ○「旅客船の海難防止について」 ○「海難事故とヒューマンエラー」
講 師	・内閣府沖縄総合事務局運輸部 首席運航労務監理官 ・那覇海上保安部交通課 安全係長 ・三井住友海上火災保険株式会社 船舶営業部 九州船舶課長
その他 連絡事項	1. 当日は、「船員手帳」、テキスト「旅客船の安全教本」をご持参下さい。 2. 船員法第118条の2に基づく乗組員には、研修会終了後、船員手帳の私用欄に「修了印」を押印します。

## ◆八重山地区 開催要項

日 時	平成30年11月28日(水) 19:00~21:15
会 場	石垣市商工会 2階 ホール 石垣市浜崎町1丁目1番地4 TEL0980-82-2672
対 象	沖縄県八重山地区において旅客船を運航する事業者の乗組員および運航管理者
定 員	約50名 なお、受講希望者多数の場合、次の方を優先的に取り扱いさせていただきます。 ・沖縄旅客船協会会員事業者 ・船員法第118条の2に係る乗組員で5年以内の教育訓練義務期限に該当する乗組員
受講料	無料 但し、テキスト「旅客船の安全教本」代(1冊400円)は徴収します。
受付開始	平成30年10月 1日
受付締切	平成30年10月31日 但し、定員になり次第締め切らせていただきます。
申込方法	申込書に必要事項を記入し、FAX又はメールにてお申し込み下さい。 申込書： <a href="#">こちら</a> からダウンロードして下さい。 受講申し込みをした方には、後日当協会からご連絡申し上げます。
講習内容 (仮題)	○「旅客船の海難防止について」 ○「旅客船事故の対処法」
講 師	・石垣海上保安部交通課 航行安全係 ・内閣府沖縄総合事務局運輸部 首席運航労務監理官
その他 連絡事項	1.当日は、「船員手帳」、テキスト「旅客船の安全教本」をご持参下さい。 2.船員法第118条の2に基づく乗組員には、研修会終了後、船員手帳の私用欄に「修了印」を押印します。

## ◆宮古地区 開催要項

日 時	平成30年11月29日(木) 18:30~20:45
会 場	平良港ターミナルビル 2階 大研修室 宮古島市平良字下里108-11 TEL0980-72-4876
対 象	沖縄県宮古地区において旅客船を運航する事業者の乗組員および運航管理者
定 員	約25名 なお、受講希望者多数の場合、次の方を優先的に取り扱いさせていただきます。 ・沖縄旅客船協会会員事業者 ・船員法第118条の2に係る乗組員で5年以内の教育訓練義務期限に該当する乗組員
受講料	無料 但し、テキスト「旅客船の安全教本」代(1冊400円)は徴収します。
受付開始	平成30年10月 1日
受付締切	平成30年10月31日 但し、定員になり次第締め切らせていただきます。
申込方法	申込書に必要事項を記入し、FAX又はメールにてお申し込み下さい。 申込書： <a href="#">こちら</a> からダウンロードして下さい。 受講申し込みをした方には、後日当協会からご連絡申し上げます。
講習内容 (仮題)	○「旅客船の海難防止について」 ○「旅客船事故の対処法」
講 師	・宮古島海上保安部交通課 航行安全係長 ・内閣府沖縄総合事務局運輸部 首席運航労務監理官
その他 連絡事項	1.当日は、「船員手帳」、テキスト「旅客船の安全教本」をご持参下さい。 2.船員法第118条の2に基づく乗組員には、研修会終了後、船員手帳の私用欄に「修了印」を押印します。